

＜ キャリアアップ助成金（正社員化コース） ＞

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成

令和5年1月28日までに正社員化の取り組みを実施

対象者	助成額【1人当たり】	
有期 → 正規	中小企業 57万円	大企業 42.75万円
無期 → 正規	中小企業 28.5万円	大企業 21.375万円

令和5年11月29日以降に正社員化の取り組みを実施 [（その他の拡充内容についてのリンクはこちら）](#)

対象者	助成額【1人当たり】	
有期 → 正規	中小企業 80万円（40万円×2期） 大企業 60万円（30万円×2期）	
無期 → 正規	中小企業 40万円（20万円×2期） 大企業 30万円（15万円×2期）	

加算額

措置内容	加算額
① 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合（1人当たり）	28.5万円
② 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合（1人当たり）	有期雇用労働者 9.5万円 無期雇用労働者 4.75万円
③ 人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化した場合（1人当たり）	自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練終了後 有期雇用労働者 9.5万円 無期雇用労働者 4.75万円
	自発的職業能力開発訓練または定額制訓練終了後 有期雇用労働者 11万円 無期雇用労働者 5.5万円
④ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	中小企業 20万円 大企業 15万円
⑤ 多様な正社員制度（※）を新たに規定し当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ） ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	中小企業 40万円 大企業 30万円

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
令和6年4月版	正社員化した時点の申請様式を使用	チェックリスト一覧	ハローワーク山形管轄の事業所【山形労働局助成金センター】 ハローワーク山形管轄以外の事業所【各ハローワーク】